

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五五
- 土地改良法により換地計画を定めた件三件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 五六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 五六
- 道路の区域を変更する件二件 五六
- 道路の供用を開始する件 五七
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 五七
- 落札者を決定した件二件 五九

告 示

福島県告示第六百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十月十八日から同年十一月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オンスーパーセンター 鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、東長原地区の県営区画整理事業に係る北高野換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年十月十九日から
同 年十一月七日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

（農地管理課）

福島県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、東長原地区の県営区画整理事業に係る柏原換地区換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年十月十九日から
同 年十一月七日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

（農地管理課）

福島県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、東長原地区の県営区画整理事業に係る長谷地換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十八年十月十九日から
同 年十一月七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農地管理課)

福島県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町田島字袋ヶ沢乙九五の三、字弗乙九四の一
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町田島字袋ヶ沢乙九五の三、字弗乙九四の一
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山一三〇一の一、一三〇一の三から一三〇一の二三まで、一三〇一の二五から一三〇一の三三まで、一三〇一の三六
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町野沢字家ノ上甲一〇九二の二、甲一〇九五から甲一〇九八まで、甲一一〇〇、字堀上甲一〇〇三から甲一〇〇一九まで
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
 全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

福島県告示第六百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県県中建設事務所平成二十八年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道郡山 湖南線	郡山市逢瀬町多田野字 勿石一番一地从先から 同 市逢瀬町多田野字 東只子一番一〇地先ま で	変更前	A 七・九〇 八八・九	一、〇〇六・九
		変更後	A 七・九〇 八八・九 B 七・九〇 一三四・六	一、〇〇六・九 一、三六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年十月十八日から二週間一般の縦覧に供
 する。
 平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
			(メートル)	(メートル)

一般国道 二九四号	郡山市湖南町三代字掛 上り三二七四番地先か ら	変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)
	同 市湖南町三代字窪 小谷三二二三番二地先 まで	一三・四〇 七一・〇	九・二〇 一八・二	三〇〇・〇 三〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 建設事務所平成二十八年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区 間	供用開始の期 日
一般国道二九四号	郡山市湖南町三代字掛上り三二七 四番地先から 同 市湖南町三代字窪小谷三二 三番二地先まで	平成二十八年一〇月一八 日

(道路計画課)

福島県告示第六百五十六号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十五年福島県告示第六百七十六号)の一部を
 次のように改正する。
 平成二十八年十月十八日

福島県知事 内堀雅雄

表45の項海岸名の欄及び区域の欄を次のように改める。

浪江海岸 請戸中浜地区 海岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系) 基点1 X二六四七九九・一一六 Y一〇六六五三・二二〇〇 基点2 X二六四八〇二・〇九五 Y一〇六六四六・一八四 基点3 X二六四七一五・七六一 Y一〇六六一四・二二〇 の点 の点 の点

基点4	X一六四七七一・一五一	Y一〇六六一〇・四五九
の点		
基点5	X一六四六一・一〇八	Y一〇六五八九・七〇四
の点		
基点6	X一六四六四八・四六五	Y一〇六五八九・二八七
の点		
基点7	X一六四六一七・五一五	Y一〇六五七七・八二五
の点		
基点8	X一六四三五四・三五〇	Y一〇六五〇九・四六九
の点		
基点9	X一六四三五五・三五六	Y一〇六五〇五・五九七
の点		
基点10	X一六四二九七・五一二	Y一〇六四九〇・五七二
の点		
基点11	X一六四二八四・八九一	Y一〇六四九一・四二七
の点		
基点12	X一六四〇〇九・一七一	Y一〇六四一九・八一〇
の点		
基点13	X一六三九九八・五六二	Y一〇六四一二・九二一
の点		
基点14	X一六三九四〇・七一九	Y一〇六三九七・八九七
の点		
基点15	X一六三九三九・六四二	Y一〇六四〇二・〇四二
の点		
基点16	X一六三八九九・九九四	Y一〇六四〇〇・一七二
の点		
補助点1	X一六三八九八・二四二	Y一〇六四三七・三三三
〇の点		
補助点2	X一六三八八〇・四五〇	Y一〇六七二八・五一
九の点		
補助点3	X一六四三九七・六二一	Y一〇六八五三・三四
三の点		
補助点4	X一六四六五〇・八四六	Y一〇七〇〇二・四九
九の点		
補助点5	X一六四七九六・五三二	Y一〇六六五九・二八
七の点		

二 区域

請戸中浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基

公 告

点12、基点13、基点14、基点15、基点16、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で結んだ線並びに補助点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

公告第263号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県事業執行管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
203,982,602円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年7月19日

(土木総務課)

公告第264号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年10月18日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
旋盤 6式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号新宿セブンビル内
- 5 落札金額
38,291,616円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年8月5日

(入札用度課)